

公共関連の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

	公共工事の名称、場所、 期間及び価額	契約関係者等の氏名並びに その他の所管する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は 名称及び住所	法人番号	一筆買入れ・指名競争 入札の額(総合評価の別 当)	予定価格	契約金額	着札率	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管 の区分	応札・応募資格	
1	大阪労働局第二 庁舎間仕切設置 等工事 大阪市中央区常 盤町1-3-8 R8.8.15～R8.10.9	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 坂 正樹 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.8.15	星光ビル管理株式 会社 大阪市中央区北 浜3-5-29	8120001077456	別紙1参照	¥7,654,900	¥7,524,000	98.3%	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約件名及び数量	大阪労働局第二庁舎間仕切設置等工事
随意契約によることとした理由	本工事につき、建物の所有者である日本生命保険相互会社及び株式会社藤木工務店により星光ビル管理株式会社を施工業者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
随意契約の見直し予定等	上記理由をして、競争性のある契約方式への移行予定はなし。
備考	